



③協働のまちづくりに協力

- 地方自治法第10条第2項より  
「(地方公共団体の) 負担を分任する義務」

### 3 町長や行政の役割・責務関連【議会・行政分科会】

- 地方自治法第139条第2項に定める「町長」
  - ・同法第147条  
「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」
  - ・同法第180条の5の「その他の執行機関」  
「教育委員会」「選挙管理委員会」「公平委員会」「監査委員」「農業委員会」  
「固定資産評価審査委員会」
  - ・同法第172条他 町長の補助機関である職員
- 地方自治法第2条第14項より  
「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」
- 「三芳町協働のまちづくり条例」第6条(町の責務)より  
「町政運営に当たって、住民参加の機会を確保」  
「町政に関する情報を積極的に、かつ、分かりやすく住民に提供」  
「住民がまちづくりに参加しやすい環境づくり」
- 憲法第15条第2項  
「すべての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」

### 4 議会や議員の役割・責務関連【議会・行政分科会】

- 「三芳町議会基本条例」より (議会の活動原則)  
第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。
  - (1) 公正性、公平性及び透明性確保
  - (2) 町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映
  - (3) 町民の多様な意見を基に、政策提言・政策立案の強化
  - (4) 町民本位の立場から、適正な町政運営が行われているか監視・評価
  - (5) 町民に開かれた議会、議会改革推進
  - (6) 町民の関心が高まるよう分かりやすい議会運営 他
- 「三芳町協働のまちづくり条例」より第8条(議会の役割)  
「住民の意思が適切に反映されるよう調査及び監視」  
「総合的な観点から政策を審議して町の意思を決定」

### 5 情報公開及び情報共有関連【町民分科会】【議会・行政分科会】

- 「三芳町情報公開条例」より

(公文書の公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号<sup>\*</sup>に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたものに対し、当該公文書を公開しなければならない。 ※次の各号 省略

(情報提供の推進)

第23条 実施機関は、町の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法により町民に明らかにされるよう、情報の提供の推進に努めなければならない。

## 6 個人情報保護関連【町民分科会】【議会・行政分科会】

### ●「三芳町個人情報保護条例」より（収集の制限等）

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等(法令又は条例をいう。以下同じ)に定めがあるとき。

(略)

(7) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(略)

## 7 住民参加・協働関連【住民参加分科会】

### ●「三芳町協働のまちづくり条例」

第2条（定義）より

#### ①住民参加

住民が自らの意思を反映させることを目的として、町の施策・事業の企画立案、実施又は評価の過程に主体的に関わること。

#### ②協働

住民と町がそれぞれ自らの果たすべき役割を自覚して、対等の立場で協力し合い、補完し合って行動すること。

第3条（基本理念）より

まちづくりは、次の各号に掲げる理念に基づき、協働で行われることが基本…

① 平等な住民参加の機会

② 住民と町の情報共有、役割と責任の分担

③ 住民と町が対等なパートナーとして、相互の立場の尊重

第9条（住民参加の方法等）より

住民参加の方法を規定した制度を定める（→施行規則及び協働推進計画）

※施行規則掲載の住民参加の方法は、巻末に掲載

## 8 総合振興計画関連【議会・行政分科会】

- 地方自治法の改正により、策定するか否かは市町村の自由裁量となった。

## 9 地域コミュニティ関連【住民参加分科会】

- 「三芳町協働のまちづくり条例施行規則」より（地域コミュニティ）  
第3条 条例第5条の地域コミュニティは、行政連絡区(三芳町行政連絡区の設置及び区長、副区長の組織並びに運営に関する規則)、自治会その他の近隣社会とします。

## 10 NPO・ボランティア団体関連【住民参加分科会】

(内閣府 HP より)

- NPO とは、「Non Profit Organization」の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人」という。  
法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

## 11 住民投票のしくみ関連【町民分科会】【住民参加分科会】

住民投票については、地方自治法の「直接請求」制度を活用した投票条例制定も可能である。自治基本条例では項目設定のみで、詳細な要件や手続は個別条例に委任することが多い。

- 地方自治法より（条例の制定又は改廃の請求とその処置）  
第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる。  
2 (略)  
3 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

## 12 行政運営関連【議会・行政分科会】

### (1) 行財政運営

- 地方自治法第2条の記述より  
「最少の経費で最大の効果…」 「常にその組織及び運営の合理化…」
- 三芳町第4次総合振興計画等の記述より

「健全な財政運営」「財源の確保」「財産の適正管理・運用」  
「財政状況及び財産の保有状況の公表」…

- 三芳町第4次行政改革大綱等の記述より  
「選択と集中」「民間活力」「財政の見える化」「組織のスリム化」  
「職員の意識改革」「町有財産の効率運用」…

## (2) 審議会等委員

- 「三芳町審議会等のあり方に関する基本指針」より
  - ①会議公開の原則（→情報公開条例第25条に基づく）  
（→手続／審議会等の会議の公開に関する指針）
  - ②委員公募に努める（→手続／審議会等の委員公募に関する要綱）
  - ③女性委員構成3割以上に努める

## (3) パブリック・コメント

- 「三芳町パブリック・コメント手続条例」より（定義）  
第2条 町が行う重要な施策等の策定にあたり、その策定しようとする施策等の趣旨、目的、内容その他の必要な事項を事前に公表し、公表したものに対して広く住民からの意見、提案及び情報の提出を受け、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、住民から提出された意見等に対する町の考え方等を公表する一連の手続をいう。

## (4) 行政評価

- 「三芳町行政評価（外部評価）試行実施要綱」より 第2条（目的）
  - ①効率的で質の高い行政運営
  - ②住民視点に立った成果重視の行政運営
  - ③行政の説明責任と透明性
  - ④職員の意識改革 等

## (5) 政治倫理及びコンプライアンス

- 「三芳町長等政治倫理条例」（町長、副町長及び教育長関係）参照
- 「三芳町議会議員政治倫理条例」参照
- 「三芳町コンプライアンス条例」（職員法令遵守関係）参照

## (6) 説明責任、意見・要望・苦情等へ対応

（記載なし）

## 住民参加分科会参考 「協働のまちづくり条例施行規則」 より

(住民参加の方法等を規定した制度)

第4条 条例第9条の住民参加の方法等を規定した制度は、次の各号に掲げる住民参加のしくみとします。

- (1) 住民と町がまちづくりの情報を共有し、又は住民から広く意見を聴く住民参加のしくみで、次に掲げるもの
    - ア まちづくり懇話会 (以下、個別説明を省略)
    - イ 情報公開制度
    - ウ 出前講座等まちづくり学習制度
    - エ 審議会等会議の公開制度
    - オ 地域懇談会
    - カ 町長への手紙
  - (2) 町が政策又は施策を形成する過程に住民の参加を促進するしくみで、次に掲げるもの
    - ア 政策研究所
    - イ 意見交換型世論調査
    - ウ パブリック・コメント手続制度
    - エ 審議会等委員公募制度
    - オ 住民提案型事業委託制度
    - カ ワークショップ手法等による施策立案会議制度
  - (3) 町が実施する事業に住民の参加を促進するしくみで、次に掲げるもの
    - ア 事業の企画委員会又は実行委員会制度
    - イ 事業サポーター制度
    - ウ 協働のまちづくり登録制度
    - エ 公募型補助金制度
  - (4) 町が施策・事業を評価する段階に住民の参加を促進するしくみで、次に掲げるもの
    - ア 住民モニター制度
    - イ 住民意識調査
    - ウ 行政評価制度
  - (5) 前4号までに掲げるものを除くほか、条例の目的を達成するための住民参加のしくみで、町長が必要と認めたもの
- 2 町長は、町が実施する施策・事業について、協働による取り組みが必要であると判断したときは、前項各号に掲げる住民参加のしくみから当該施策・事業に適切なものを複数選択して実施します。

## 分科会共通 まちの将来像やまちづくり理念等

### ●「三芳町民憲章」より

わたくしたちは、武蔵野の自然に恵まれた三芳町を愛し、人間性豊かな住みよいまちをつくるため、この憲章を定めます。

- 1 みどり豊かな自然を育て、美しいまちをつくりまします。
- 1 希望にあふれ仕事にはげんで、明るいまちをつくりまします。
- 1 心をかよわせ助け合って、福祉のまちをつくりまします。
- 1 教養を積みスポーツに親しんで、文化のまちをつくりまします。
- 1 きまわりを守りゆずり合って、平和なまちをつくりまします。

### ●「三芳町協働のまちづくり条例」(前文～目的)より

- ・みどり豊かな環境のもと、先人の英知と努力で歴史・文化がはぐくまれ、ぬくもりある町に発展…。
- ・住民の財産である美しい風土を子孫に。自立と活力あるまち、住民自ら誇れる魅力あるまちに…。
- ・まちづくりに住民が主役として参加、住民と行政がパートナー、役割分担で協働のまちづくり…。
- ・住民一人ひとりの感性や経験がまちづくりに活かされ、情報共有し、知恵と力を出し合い、尊重し合って主体的に行動することをまちづくりの基本とする…。
- ・まちづくり活動への住民参加を促進し、住民自治の実現に寄与することを目的とする…。

### ●町民会議ワークショップ結果 より

- ①福祉 G「すべての世代が笑顔でいられる町」(人のつながり・安心のしくみ…)
- ②みどり G「自然と共生する町」(みよし野菜・自然豊か・花いっぱい…)
- ③インフラ G「町のグランドデザイン」(産業・交通網・安心安全・拠点づくり…)
- ④コミュニティ G「若い人が住みたいまちづくり」(住民参加の輪、高齢者や女性パワー…)